

## 交通事故などにあつたとき

交通事故などの第三者による行為でけがなどをしたときは、損害賠償であり医療費は原則として加害者が負担すべきものですが、国保を使ってお医者さんにかかることができます。したがって保険診療した場合、加害者が負担すべき医療費は国民健康保険が一時立て替えて支払い、あとで被害者に代わって加害者に請求することになります。

### 届け出の手順

- ① **警察に届け出る**  
「事故証明書」をもらってください。

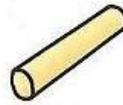


- ② **国保の窓口に届け出る**  
「事故証明書」を持って国保の窓口へ  
「第三者行為による傷病届」を提出してください。

届け出に  
必要なも



事故証明書



印 鑑



保 険 証

### 示談の前には必ず国保へ連絡を

※示談を結んでしまうと、国保が使えない場合があります。